

グループホーム「りんどう」
(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目的)

第1条 この規程は、株式会社神山が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営(以下「事業」という)及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 本事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム りんどう
- 二 所在地 岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第11地割1403番地

第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤兼務)
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名(常勤兼務)
介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- 三 介護職員 6名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

(入所定員及び居室数等)

第3章 認知症対応型共同生活介護の方法、内容及び利用料、その他の費用の額

第6条 入所定員は、9名とする。

2 居室(個室)、食堂、台所、浴室、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける。

居室(個室)	9室
居間	1室
食堂	1室
台所	1室
浴室	1室
洗面所・洗面コーナー	2ヶ所
便所	3ヶ所

(定員の厳守)

第7条 事業所は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。ただし、災害その他のやむをえない事情がある場合は、この限りでない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 事業所は、サービスの提供の開始に際して、入所申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(入退所)

第9条 本事業は、要介護者(要支援者)であって認知症の状態にあるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。

2 入所申込者の入所に際しては、主治医の診断書等により当該入所申込者が認知症の状態にある者であることの確認をする。

3 入所申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の介護保険施設、病院等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。

5 利用者の退所の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。

6 利用者の退所に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(介護計画の作成)

第10条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)の作成に関する業務を担当する。

- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
- 4 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

(介護等)

第11条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 本事業は、利用者の負担により、施設における従事者以外の者による介護を受けさせることはしない。
- 3 利用者の食事その他に家事等は、原則として利用者と従事者が共同で行うよう努める。

(介護の内容)

第12条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- 二 日常生活上の世話
- 三 日常生活の中での機能訓練
- 四 相談、援助等

(食事の提供)

第13条 食事の提供は、利用者の身体状況・栄養・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行う時ように努める。

- 2 食事の時間は、概ね以下のとおりとする。
 - 一 朝食 午前 7時30分～8時30分
 - 二 昼食 午後 12時00分～1時00分
 - 三 夕食 午後 6時00分～7時00分

(社会生活上の便宜の提供等)

第14条 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

- 2 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行する。
- 3 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保する

よう努める。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第15条 利用者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与する。

2 利用者が医療機関に入院する必要が生じたとき、1ヶ月以内の退院が明らかに見込まれない場合には、本人及び家族と協議し退所の手続きをとる。

(利用料等)

第16条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

一 部屋代 1,350 円/日

二 食材料費 1,200 円/日(おやつ代含む)

三 水道光熱費 670 円/日

四 リネン代 100 円/日

五 日用品代 100 円/日

六 医療機関へ入院された場合の費用の請求は、部屋代、水道光熱費、リネン代、日用品代の合計とする。

七 その他利用者が負担することが適当と認められる費用については、すべて自己負担であり、利用者及びその家族の同意の上で徴収する。(実費)

(例)おむつ代、理美容代、嗜好品等

八 入退所時送迎サービス 当施設より10kmまでは1,840円、10kmを超え1kmごとに50円加算する。

九 利用者からの要求で通院及び付き添い/外出サービスを行う場合

・ 職員1名の付き添いにつき 2,000円/1時間

・ 使用車両の燃料費 1kmごとに、25円

2 月の途中における入所又は退所については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき指定期日までに支払いを受ける。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第17条 法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付する。

(外出及び外泊)

第18条 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、管理者に届け出るものとする。

(非常災害対策)

第19条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難

等の指揮をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り避難訓練を行う。

(入退居の記録)

第20条 入所に際しては入所の年月日及び入所している事業所の名称を、退所に際しては退所の年月日を利用者の被保険者証に記載する。

第4章 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 利用者に対し、適切な介護を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 従業員の質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - 二 経験に応じた研修 随時

(健康管理)

第22条 従業員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じる。

(衛生管理)

第23条 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時対策・協力医療機関等)

第24条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関にて適切な措置を講ずる。

- 2 利用者に健康上の急変があった場合は、関係機関もしくは適切に医療機関と連絡を取り救急医療等の適切な措置を講ずる。
- 3 協力医療機関を定めておく。
- 5 サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護保険施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整える。

(掲示)

第25条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第26条 従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でな

くなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約とする。

(苦情処理)

第27条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

(損害賠償)

第28条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(調査への協力)

第29条 利用者の心身の状況を踏まえ、妥当、適切な認知症対応型共同生活介護が行われているかどうか確認するため市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第30条 本事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に対して当該認知症対応型共同生活介護を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 本事業所は居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該認知症対応型共同生活介護からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(記録の整備)

第31条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結する日から2年間保管する。

第32条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社神山役員会の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

平成24年4月1日 第9条、第16条の一部改正 介護予防の規定と統合

令和02年1月24日 第13条、第16条1項の一部改正